

諮問番号：平成30年度諮問第5号

答申番号：平成30年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件申請は、主治医の助言に基づくものであるにもかかわらず、処分庁が原処分を行ったことは違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 保護の処理基準において、はりの施術（以下「本件施術」という。）は治療上不可欠と認められる場合に限られており、医師の同意が必要であるところ、本件においては整形外科医の同意がない。

(2) 本件主治医は、向精神薬を減らすことで体に痛みが発生する状態にあるとし、それを緩和する方法の一つとして本件施術が望ましいとするが、保護の処理基準に照らすと、そのような理由によって本件施術を認めることはできない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審査請求人が処分庁に対して本件申請の要否は本件主治医に確認して判断して欲しいと申し立てたことから、処分庁は、向精神薬を減らすことに伴う体の痛みを緩和させる治療法としては、副作用が少ないという点から薬物療法よりも本件施術が望ましいとの見解を本件主治医に確認し、これを踏まえて処分庁の嘱託医師と協議を行い、本件施術は整形外科による病状の治療に該当するものとして、原処分を行ったことが認められる。

2 施術の給付は、慢性病であって、医師による適当な治療手段のないものを対象として、治療上必要不可欠と認められる場合に限りされるとされているところ、本件主治医の見解は薬物療法よりも本件施術が望ましいという趣旨にとどまっており、本件申請は本件施術のほか治療手段がないとは言いができず、治療上必要不可欠とも言えないから、本件申請は本件施術の給付要件を満たしていないと判断できるので、原処分に違法又は不当な点は認めることはできない。

3 審査請求人は、本件申請は、本件主治医の助言に基づくものであるにもかかわらず、処分庁が原処分を行ったことは違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、請求人が主張する本件主治医の助言とは、体の痛みを緩和させる治療法として本件施術が望ましいという趣旨と解されるが、本件施術について本件主治医の同意とまでは解することはできず、本件申請が給付要件を満

たさないから、請求人の主張を採用することはできない。

第4 調査審議の経過

平成30年5月9日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月15日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の医療扶助（法第11条第1項第4号）は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるものであり、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術（法第15条第3号）は医療扶助の対象とされている。

また、保護の変更の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、医療扶助を行う場合における施術の給付方針は、必要最小限度の施術を原則として現物給付するものとされ、その範囲ははり・きゅうであり、はり・きゅうにあつては、慢性病であつて、医師による適当な治療手段のないものを対象とすることとされている。また、施術の給付が認められるのは、治療上必要不可欠と認められる場合に限られている（「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日付け社保第87号厚生省社会局保護課長通知））。

そこで本件についてみると、本件主治医の見解は、精神科的薬物療法よりも本件施術が望ましいという趣旨にとどまっております、本件主治医による治療を受けている審査請求人の疾患について、本件施術のほか治療手段がないとは言うことができず、治療上必要不可欠とも言えないから、本件施術に係る医療扶助を認めないこととした処分庁の原処分は、法令等の規定に従った適正な取扱いであると認められる。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美